登記情報提供サービスの運用拡大について

法務省民事局からの情報です。

平成２５年３月から、原則毎月第２土曜日に限り、登記情報提供サービスが利用できるようになります。
（システムメンテナンス等により、変更される場合もあります。）

ただし、地図情報並びに地積測量図等の図面データは対象外になります。

また、利用時間は８時３０分から１７時までで、

欄外に表示されるデータの日付は直前の金曜日になります。

（詳しくは、法務省のホームページをご覧下さい。）

（文責　　朝日奈　晰）